

令和5年5月29日（月）  
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】

青森労働局労働基準部健康安全課  
課長 吉田 義人  
主任安全専門官 小枝 健人  
（電話）017 - 734 - 4113

報道関係者 各位

## 令和5年度「全国安全週間」のお知らせ

「全国安全週間」(7月1日～7月7日)に、  
「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」  
をスローガンとして、安全意識の高揚のための気運の醸成を図ります。  
～併せて、6月1日から6月30日までを全国安全週間の準備期間として、  
労働災害防止に向けた集中的な取組を実施～

### 1 令和5年度全国安全週間の実施

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

令和5年度の全国安全週間は、7月1日から7月7日までを期間とし、

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

をスローガンとして展開されます。【別添1】

令和4年の青森労働局管内の労働災害による死亡者数は12人となっており、「事故の型」別に見ると、依然として、「墜落・転落」「激突され」「飛来・落下」など墜落防止措置やリスクアセスメントの実施といった労働安全衛生法令等に基づく基本的な対策の徹底により防止できるものも存在します。【別添2】

こうした状況を踏まえ、青森労働局では、とりわけ死亡災害等の重篤な結果を引き起こす労働災害の防止のため、全国安全週間及びその準備期間に、県内事業場の安全意識の向上と安全活動の定着が更に促進されるよう、集中的な取組を実施します。

## 2 青森労働局・各労働基準監督署における取組

### (1) 青森労働局管内の各労働基準監督署

労働災害防止団体や事業者団体との合同パトロールの実施、事業場に対する安全講習会の実施、労働災害防止団体等と連携した啓発活動の実施等

### (2) 青森労働局

井嶋俊幸労働局長による安全パトロールを実施（6月中を予定）

※実施日時等安全パトロールの詳細については、後日お知らせします。

## 3 産業安全衛生大会

事業場における安全衛生活動の促進等を目的として、県内各地区労働基準協会の主催による産業安全衛生大会が、以下のとおり予定されています。

### ○弘前労働基準監督署管内

主 催： 一般社団法人弘前地区労働基準協会

日 時： 令和5年7月5日（水）15時00分～

会 場： 弘前パークホテル（弘前市土手町126）

問合せ先： 電話 0172-26-0663

（一般社団法人弘前地区労働基準協会大会事務局）

### ○八戸労働基準監督署管内

主 催： 一般社団法人八戸地方労働基準協会

日 時： 令和5年7月4日（火）13時00分～

会 場： 八戸プラザホテル アーバンホール（八戸市柏崎1丁目6-6）

問合せ先： 電話 0178-22-7948

（一般社団法人八戸地方労働基準協会大会事務局）

### ○十和田労働基準監督署管内

主 催： 一般社団法人上北労働基準協会

日 時： 令和5年7月7日（金）13時30分～

会 場： サン・ロイヤルとわだ（十和田市東三番町37-7）

問合せ先： 電話 0176-22-2234

（一般社団法人上北労働基準協会大会事務局）

### ○むつ労働基準監督署管内

主 催： 一般社団法人下北地区労働基準協会

日 時： 令和5年7月5日（水）14時30分～

会 場： むつグランドホテル（むつ市大字田名部字下道4）

問合せ先： 電話 0175-22-1389

（一般社団法人下北地区労働基準協会大会事務局）

## 令和 5 年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 96 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 4 年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和 5 年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 5 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

### 2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
    - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
    - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
    - ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
    - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
  - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
    - イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - エ トラックの逸走防止措置の実施
    - オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
  - ③ 建設業における労働災害防止対策
    - ア 一般的事項
      - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
      - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
      - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
    - イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
  - ④ 製造業における労働災害防止対策
    - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
    - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リス

「クアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

## 令和 4 年 死亡災害の概要（確定版）

青森労働局労働基準部健康安全課

番号	発生月 時間帯	業 種	災 害 発 生 状 況	事故の型	起 因 物
1	1 月 15 時台	製 造 業 [その他の 食料品製造業]	貯氷庫内の作業床上から貯氷量の確認作業を行っていたところ、当該作業床から 2 m 下の氷上に墜落した。	墜落、転落	作業床、 歩み板
2	1 月 10 時台	小 売 業 [その他の小売業]	店舗間の商品配送のため自動車で行中、対向車と衝突した。	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク
3	2 月 18 時台	建 設 業 [土木工事業]	現場作業終了後、社有車に 4 名が同乗して帰宅中、道路上の積雪にハンドルを取られてスリップし、道路脇の防雪柵に衝突した。 その際、後部座席に乗車していた労働者が車外に投げ出された。	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク
4	2 月 14 時台	建 設 業 [土木工事業]	除雪作業中、前進してきたトラクター・ショベルに轢かれた。	激突され	整地・運搬 ・積込み用 機械
5	3 月 5 時台	小 売 業 [新聞販売業]	自転車で新聞配達中、自動車に追突された。	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク
6	3 月 3 時台	小 売 業 [新聞販売業]	自転車で新聞配達中、自転車ごと道路脇の用水路に転落した。	交通事故 (道路)	人力運搬機
7	5 月 15 時台	建 設 業 [鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業]	屋根上の錆を研磨するため、高所作業車のバスケットに搭乗して屋根に上がろうと高所作業車上を移動していたところ、高所作業車に備え付けられている階段上から墜落した。	墜落、転落	高所作業車
8	5 月 14 時台	製造業 [その他の 金属製品製造業]	工場内において、仮止め溶接した鉄柱を本溶接するため、天井クレーンを用いて当該鉄柱を吊り上げて横行していたところ、仮止め溶接した鉄柱が高さ約 2.5 m の位置から落下し、吊り荷を抑えていた被災者が下敷きとなった。	飛来、落下	クレーン

番号	発生月 時間帯	業 種	災 害 発 生 状 況	事故の型	起 因 物
9	6月 8時台	鉱 業 [砂利採取業]	砂利採取場予定地において、雨水によりできた水溜りの排水を行うためドラグ・ショベルで走行中、当該水溜りにドラグ・ショベルごと転倒した。	転倒	掘削用機械
10	7月 9時台	運輸交通業 [一般貨物 自動車運送業]	橋形クレーンを用いたトラック荷台への鉄骨の積み込み作業において、荷台上に運搬した鉄骨から玉掛用具を取り外し、フックを巻き上げたところ、鉄骨に玉掛用具が引っ掛かって鉄骨が落下しその下敷きとなった。	飛来、落下	クレーン
11	11月 16時台	建 設 業 [鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業]	ドラグ・ショベルを移送するため、2トンダンプに歩み板を設置し自走で積み込もうとしたところ、左側の歩み板がずれて落下し、ドラグ・ショベルが横転した。	墜落、転落	掘削用機械

※脳・心臓疾患及び精神障害は除く。



# 青森労働局 第14次労働災害防止推進計画 (2023年度～2027年度)

この計画は、国が策定した「第14次労働災害防止計画」の目標を達成するために、青森労働局が重点的に取り組む事項を定めたものです。

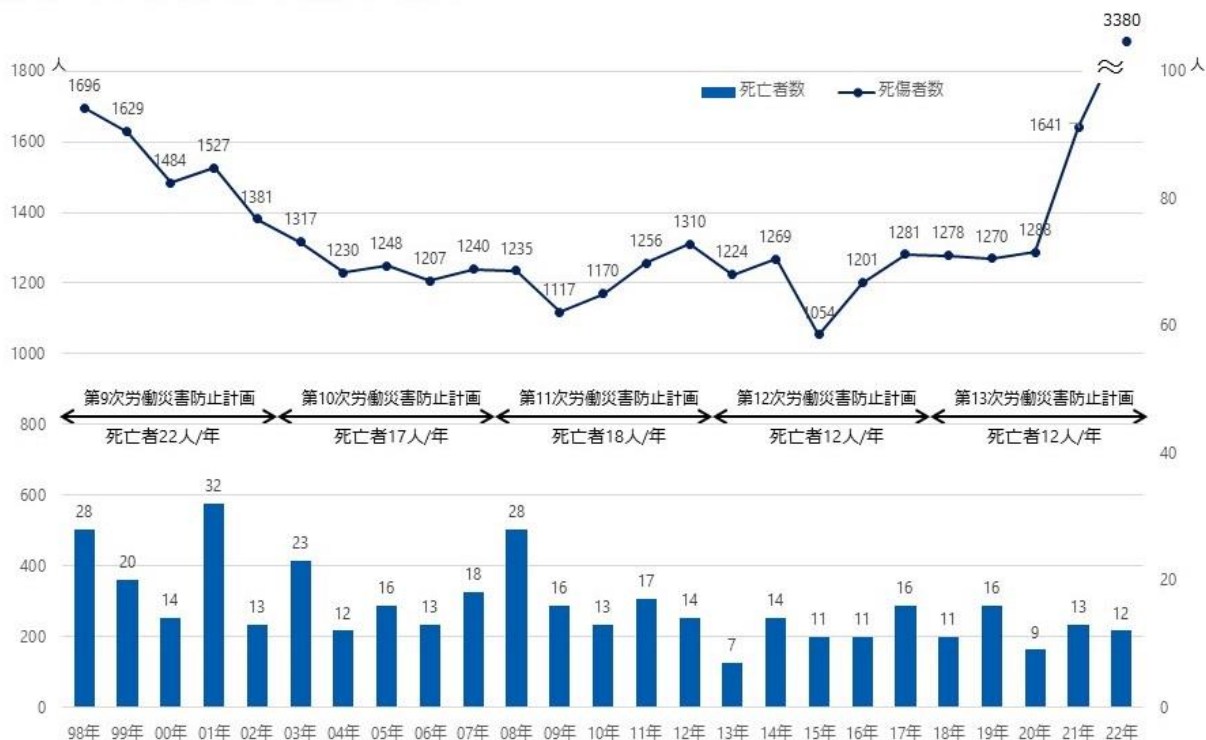
## 計画の目標

- 死亡者数  
2022年と比較して、2027年においては10%以上減少
- 死傷者数（休業4日以上）  
2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに新型コロナウイルス感染症以外の労働災害が2%以上減少

## 計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 冬期労働災害防止対策の推進
- 5 業種別の労働災害防止対策の推進
- 6 労働者の健康確保対策の推進
- 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 【青森県内の労働災害の推移】



# 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 自主的な安全衛生管理の定着を図るための介護施設、小売店舗の「青い森”+Safe”協議会」の運営と取組事例等の水平展開による行動災害予防の機運の醸成
- 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動への支援と団体と連携した労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進
- 中小規模事業場安全衛生サポート事業や労働安全衛生コンサルタントの活用促進

# 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 非正規労働者を含めたすべての労働者の雇入時等における安全衛生教育実施の徹底
- 「青い森”+Safe”協議会」の取組事例等の情報提供
- 転倒・腰痛予防のための体操の励行とスポーツの習慣化の促進
- 作業態様に応じた腰痛予防対策の取組の推進
- 介護時の負担軽減のためのノーリフトケアや介護機器の導入等の腰痛予防対策の普及

以上の取組みにより、

- ・増加が見込まれる転倒について、2022年と比較して2027年までに年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかけ、死傷者数を10%以上減少させる。
- ・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

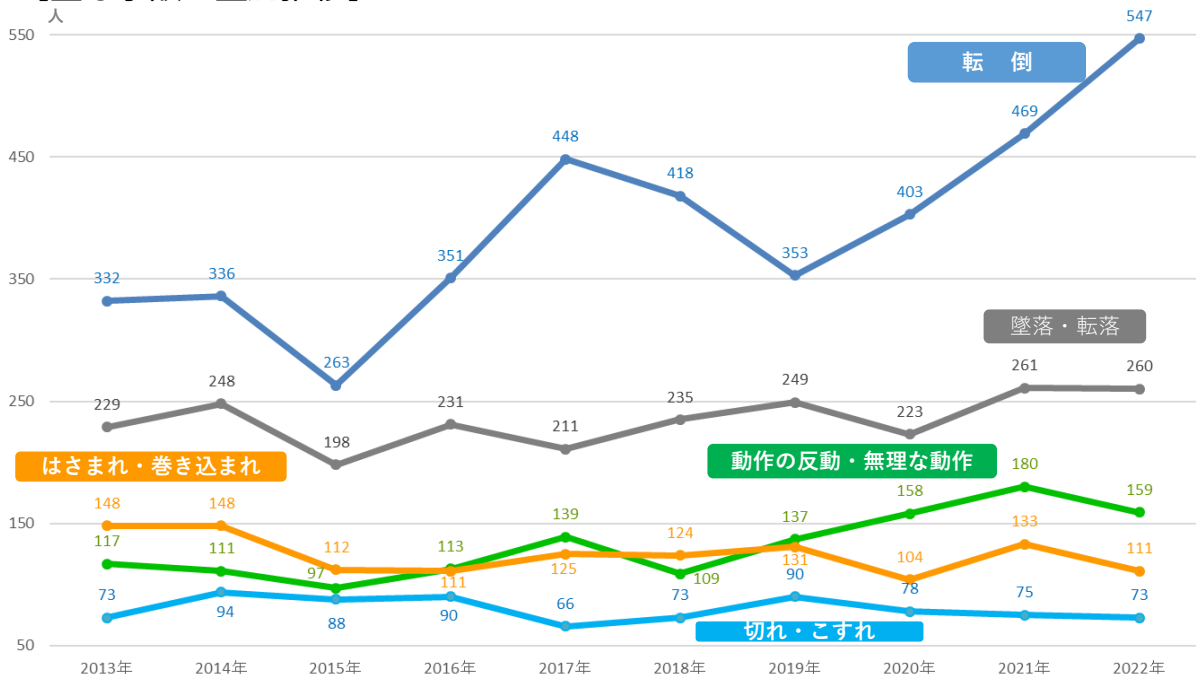
# 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組
- 転倒防止対策、腰痛予防対策の実施

以上の取組みにより、

- ・増加が見込まれる50代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。

【主な事故の型別推移】



## 4 冬期労働災害防止対策の推進

- 転倒災害、屋根等の雪下ろしの際の墜落災害及び交通事故等の冬期労働災害防止のための冬期労働災害防止運動の展開

## 5 業種別の労働災害防止対策の推進

### 製造業対策

- 「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害の危険性の高い機械等のリスクアセスメントの実施
- 清掃時等の機械の不停止等による災害防止のため、機械の安全装置の適正な設置と安全な作業方法等の労働者への教育

以上の取組みにより、

- ・ 製造業における「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

### 建設業対策

- 墜落・転落のおそれのある作業について、高所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用具の確実な使用、災害が増加しているはしご・脚立等の安全な使用等の徹底
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- 施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及
- 自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底
- 熱中症防止のための暑さ指数の把握とその値に応じた適切な措置、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく健康障害防止対策の実施

以上の取組みにより、

- ・ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに30%以上減少させる。

### 陸上貨物運送事業対策

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく墜落・転落災害防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等の安全対策の実施
- 作業態様に応じた腰痛予防対策の取組

以上の取組みにより、

- ・ 陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

### 林業対策

- チェーンソーによる安全な伐倒、かかり木処理の禁止事項の徹底、下肢を保護する保護衣着用の徹底
- ガイドラインに基づく緊急連絡体制の整備
- 労働災害防止団体等関係機関と協力した取組

以上の取組みにより、

- ・ 林業の死亡者数ゼロを2027年までに定着させる。

### 農業・畜産業・水産業対策

- 船上からの転落による災害防止対策の実施
- 果樹栽培等におけるはしご、脚立からの墜落・転落災害防止対策の実施
- 機械設備へのはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の実施
- 関係団体と連携した安全対策情報の提供等による安全意識の醸成、

## 6 労働者の健康確保対策の推進

### メンタルヘルス 対策

- 中小事業場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ストレスチェックの実施と集団分析の活用による職場環境の改善
- 職場におけるハラスメント防止対策の取組

### 過重労働対策

- 年次有給休暇の取得促進、時間外・休日労働の削減
- 長時間労働者の医師による面接指導、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援

### 産業保健活動の 推進

- 産業保健スタッフの確保と労働者に対する必要な産業保健サービスの提供、産業保健スタッフが必要な研修が受けられる体制の整備
- 治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの周知啓発、青森県地域両立支援推進チームの活動を通じた企業と医療機関等の関係者の具体的連携
- 産業保健活動に取り組む意義やメリットの見える化を図る制度の周知による意識啓発

## 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 化学物質による 健康障害防止対策

- 化学物質管理者の選任等による入手したSDS等に基づくリスクアセスメントの実施と結果に基づくリスク低減措置の実施

### 石綿、粉じんによる 健康障害防止対策

- 専門性を持つ者による石綿事前調査の実施・報告及び結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施
- 発注者による石綿ばく露防止対策に必要な情報提供と費用等の配慮
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの周知
- 第10次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じんによる健康障害を防止するための取組
- 「ずい道等建設労働者健康管理システム」への登録によるトンネル工事従事労働者の健康管理の充実

### 熱中症、騒音による 健康障害防止対策

- 暑さ指数の把握と適切な措置の実施
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の取組

### 電離放射線による 健康障害防止対策

- 原子力事業者、元方事業者を含む関係請負人における放射線被ばく防止措置の徹底
- 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組の推進